

## ふじみ野市議会政務活動費の交付に関する規程

平成17年10月14日

議会訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、ふじみ野市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第161号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について、必要な事項を定めるものとする。

(平 25 議会訓令 2・一部改正)

(会派の結成及び解散届等)

第2条 議員が会派(所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。)を結成したときは、その会派の代表者は、会派結成(異動)届(様式第1号)を議長に提出しなければならない。提出後に異動が生じたときも、同様とする。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、会派解散届(様式第2号)を議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかにその写しを市長に送付するものとする。

(交付申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度4月10日までに、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書を提出した会派の代表者は、申請した事項に変更が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(平 25 議会訓令 2・一部改正)

(交付決定)

第4条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった会派に対し、交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(平 25 議会訓令 2・一部改正)

(交付請求)

第5条 前条の規定による通知を受けた会派の代表者は、その交付決定の日から10日以内に議長を経由して政務活動費交付請求書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(平 25 議会訓令 2・一部改正)

(収支報告書等)

第6条 条例第8条第1項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書(様式第7号)のとおりとする。

2 条例第8条第1項の規定により提出する収支報告書には、政務活動費実績報告書(様式第8号)を添付しなければならない。

3 議長は、条例第8条第1項の規定による収支報告書及び前項の規定による書類が提出されたときは、その写しを市長に送付するものとする。

(平 25 議会訓令 2・旧 第 7 条 繰上・一部改正)

(交付額の確定)

第7条 市長は、条例第8条第1項に規定する収支報告書の提出があったときは、政務活動費の額を確定し、当該会派の代表者に政務活動費確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(平 25 議会訓令 2・旧 第 8 条 繰上・一部改正)

(政務活動費の返還)

第8条 会派の代表者は、条例第9条の規定により政務活動費を返還する場合は、前条の規定による通知を受けた後、期限までに返還すべき金銭を市が定める方法により返還しなければならない。

(平 25 議会訓令 2・旧 第 9 条 繰上・一部改正)

(会計帳簿等の整理保管)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(平 25 議会訓令 2・旧 第 10 条 繰上・一部改正、平 26 議会訓令 1・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年10月14日から施行する。

(平成17年度における交付申請の特例)

2 平成17年度における第3条第1項の規定の適用については、同項中「毎年度4月10日」とあるのは「平成17年11月1日」とする。

附 則(平成20年議会訓令第2号)

この訓令は、平成 20 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後のふじみ野市議会政務活動費の交付に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市議会政務調査費の交付に関する規程の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成26年議会訓令第1号)

この訓令は、平成 26 年 1 月 17 日から施行する。





様式第 3 号(第 3 条関係)

(平 25 議会訓令 2・一部改正)

政務活動費交付申請書

年 月 日

ふじみ野市長 様

(ふじみ野市議会議長経由)

会 派 名

代 表 者

ふじみ野市議会政務活動費の交付に関する規程第 3 条第 1 項の規定により、  
年度に係る政務活動費の交付について下記のとおり申請します。

記

1 会 派 の 名 称

2 会派結成年月日

3 代 表 者 氏 名

4 経理責任者氏名

5 所 属 議 員 数 人( 月 日現在)

6 交 付 申 請 額 円

様式第 4 号(第 3 条関係)

(平 25 議会訓令 2・一部改正)

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

ふじみ野市長 様

(ふじみ野市議会議長経由)

会 派 名

代 表 者

ふじみ野市議会政務活動費の交付に関する規程第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	備 考
会派の名称			
代 表 者			
経理責任者			
所属議員数	人	人	
交付申請額			

様式第 5 号(第 4 条関係)

(平 25 議会訓令 2・一部改正)

政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

会派名  
代表者

様

ふじみ野市長



年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、下記  
のとおり決定したので、ふじみ野市議会政務活動費の交付に関する規程第 4 条の  
規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額

円



様式第 6 号(第 5 条関係)

(平 25 議会訓令 2・一部改正)

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

年 月 日

ふじみ野市長 様

(ふじみ野市議会議長経由)

会 派 名

代 表 者

ふじみ野市議会政務活動費の交付に関する規程第 5 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 円

2 交付請求額 円

3 振 込 先

(1) 金 融 機 関 名

(2) 預(貯)金の種類 普 通 当 座

(3) 口 座 番 号

(4) 口 座 名 義 人

様式第 7 号(第 6 条関係)

(平 20 議会訓令 2・一部改正、平 25 議会訓令 2・全改)

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

年 月 日

ふじみ野市議会議長

様

会 派 名

代 表 者

ふじみ野市議会政務活動費の交付に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書(内訳)

1 収 入  
政務活動費

円

2 支 出

項 目	金 額(円)	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
人 件 費		
事 務 所 費		

(注) 備考欄には主たる支出の内訳を記載する。

3 添付書類

政務活動費支出に係る領収書又はこれに準ずる書類

4 残 額

円

様式第 8 号(第 6 条関係)

(平 25 議会訓令 2・一部改正)

政 務 活 動 費 実 績 報 告 書

年 月 日

ふじみ野市議会議長

様

会 派 名

代 表 者

年 月 日	事 業 名 (事 業 費)	事 業 の 概 要 及 び そ の 成 果



様式第9号(第7条関係)

(平25 議会訓令2・一部改正)

政 務 活 動 費 確 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

会派名  
代表者

様

ふじみ野市長



年 月 日付けで報告のあった政務活動費について、下記のとおり交付額を確定したので、ふじみ野市議会政務活動費の交付に関する規程第7条の規定により通知します。

記

- |           |         |
|-----------|---------|
| 1 交付決定額   | 円       |
| 2 既 交 付 額 | 円       |
| 3 実 績 額   | 円       |
| 4 交付確定額   | 円       |
| 5 返 還 額   | 円       |
| 6 返 還 期 限 | 年 月 日まで |